第三号の表中(5)の次に次のように加える。

(6)	リグニンスルホン酸マグネシウム塩溶液	○

第四号の表中(3)の次に次のように加える。

(4)	二酸化けい素	○

第二　平成十九年環境省告示第二号は、廃止する。

○防衛省告示第二百六十八号

海上自衛隊の使用する船舶の信号符字の付与を次のとおり告示する。

平成二十三年十一月十一日　防衛大臣　一川　保夫

信号符字	番号	名称	付与年月日
JSNF	五〇五	ずいりゅう	平成二十三年十月二十日

○中部地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

中部地方整備局長　足立　敏之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十二号	熊野市飛鳥町小阪字畑田八番一から同市飛鳥町小阪字畑田九二番一まで	中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十一日

○四国地方整備局告示第百十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び四百九十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安芸市伊尾木字東前久保二六七番一から同市伊尾木字鮒ヶ渕六八六番二八まで	前	一五・七三～三四・八六メートル	○○・五○二キロメートル
	後	一五・二九～二七・○七	○○・五○二

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○四国地方整備局告示第百十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日　四国地方整備局長　川﨑　正彦

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十五号及び四百九十三号	安芸市伊尾木字東前久保二二六番二から同市伊尾木字鮒ヶ渕六八六番一五まで	四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　中嶋　章雅

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
福岡市東区千早五丁目二番七五から同市東区名島二丁目二〇一三番一まで	前	二八・○○～三八・○○メートル	一・九五三キロメートル
	後	二九・○○～五○・○○	一・九五三

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　中嶋　章雅

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	鹿屋市串良町下小原字肥後堀三三七三番から同市串良町下小原字肥後堀三三七九番二まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十三年十一月十一日

○北海道開発局告示第百三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十三年十一月十一日から三十日間一般の縦覧に供する。

平成二十三年十一月十一日　北海道開発局長　高松　泰

路線名　北海道縦貫自動車道函館名寄線

道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
北海道亀田郡七飯町字西大沼四五二番一から同道茅部郡森町字赤井川一五九番六地先まで	前	二七・三七～一〇三・八八メートル	○○・○三九キロメートル
	後	二七・三七～七六・○八	○○・○三九
北海道茅部郡森町字赤井川一六一番一から同町赤井川一六八番一まで	前	四〇・三六～八四・○○	○○・五四六
	後	六二・六六～一一九・四○	○○・五四六

図面縦覧場所　北海道開発局及び同局函館開発建設部